

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営むうえでさまざまなハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置された施設の総称である。社会福祉施設には、大別して、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設、その他施設があり、対象者の福祉に欠ける状態の程度、性格等に応じ、機能的に分化している。各種の社会福祉施設に特有の問題については、それぞれ関連のところにおいて述べているところであるので、ここでは、全般的な概況と、全体としてながめた施設の整備と運営の問題を取り上げることとする。

社会福祉施設は、第4-4-1表のとおり、47年10月1日現在、全国に約2万7,000か所あり、その入所(利用)定員は約172万人、現に入所(利用)している者は約159万人、職員数は約30万人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員及び従事者数

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員及び従事者数

(47年10月1日現在)

(単位：か所、人)

	施設数			定員		現在員			従事者数			
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
総数	26,740	17,148	9,592	1,718,906	990,383	728,523	1,594,727	896,068	698,659	303,686	149,254	154,432
保護施設	383	172	211	43,559	12,038	31,521	20,105	8,409	11,696	16,227	1,648	14,579
老人福祉施設	1,507	869	638	90,034	45,251	44,783	88,485	43,145	45,340	22,515	10,473	12,042
身体障害者更生援護施設	305	145	160	12,827	6,361	6,466	10,027	4,366	5,934	5,921	3,641	2,280
婦人保護施設	63	35	28	2,263	927	1,336	1,131	318	813	482	264	218
児童福祉施設	22,790	14,948	7,842	1,496,365	911,370	584,995	1,385,522	818,705	566,817	222,456	127,562	85,307
うち保育所	15,555	9,667	5,888	1,367,822	858,212	509,610	1,303,219	793,742	509,477	152,570	91,463	61,107
精神薄弱者援護施設	283	57	226	19,841	4,910	14,931	18,211	4,048	14,163	6,490	1,797	4,693
母子福祉施設	54	17	37	1,136	180	956	—	—	—	356	107	249
その他の社会福祉施設	1,355	905	450	52,881	9,346	43,535	13,357	6,032	7,325	29,236	3,762	25,477

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設の定員、現在員及び従事者数からは、医療保護施設分を除いている。  
 2. 児童福祉施設の定員、現在員及び従事者数からは、助産施設及び母子寮分を除いている。  
 3. その他の社会福祉施設の定員、現在員及び従事者数からは、無料低額診療施設分を除いている。  
 4. 定員、現在員及び従事者数の総数は、1～3で除かれた施設分を含んだものである。

社会福祉施設の設置、経営主体は、一部を除き、国、地方公共団体及び社会福祉法人とされている。近時は、地方公共団体が設置した施設を社会福祉事業団に経営委託するなどによる設置主体と経営主体の分離の傾向が生じている。

47年10月1日現在で、公立施設の社会福祉法人等民間への経営委託施設は741施設、このうち社会福祉事業団への委託は199施設となっている。これは、施設経営の弾力化、効率化、職員の確保、専門性の向上が容易となるなどの利点に基づくものと考えられる。

社会福祉施設の整備については、厚生省において・46年度を初年度とする社会福祉施設緊急整備5か年計画を策定し、計画的かつ重点的に整備を進めている。この計画は、(1)緊急に收容保護する必要がある老人、重度の心身障害者等の收容施設を重点的に整備すること、(2)社会経済情勢の変化に対応して、保育所及びこれに関連する児童館等の施設の整備拡充を図ること、(3)老朽社会福祉施設の建て替えを促進するとともに、その不燃化、近代化を図ることなどを重点目標としている。また、計画期間中に3,510億円(44年度価格)の整備費を投じ、約62万3,000人分の施設を整備することとしている。

社会福祉施設の運営については、入所(利用者)の処遇と運営に当たる職員の確保の問題があるが、ここでは、近年の労働力需給のひっ迫に伴い、ますますその確保が困難になるものと予想される職員の問題を主に取り上げることとする。社会福祉施設の職員は、施設運営の根幹を担っているものであり、この確保が困難になれば、施設経営は圧迫され、ひいては施設の整備にも支障をきたすものと考えられるので、厚生省では、この対策として、毎年、職員の給与改善、その他の勤務条件の改善等の待遇改善についての諸施策を実施しているが、今後は、これらの施策にあわせ、施設職員の養成訓練の充実を期する必要がある。



## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第1節 社会福祉施設の整備と運営

##### 2 社会福祉施設の整備

###### (1) 整備状況

47年度は、社会福祉施設緊急整備5か年計画の第2年度として整備に努めた。

この結果として、社会福祉施設は47年度もかなり増加している。社会福祉施設数の年次別推移は第4-4-2表のとおりであるが、社会経済情勢の変動を反映して、施設の種類によって、大幅に増加しているもの、やや増加しているもの、減少傾向にあるものなどに分かれる。大幅に増加しているものとしては、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設等があり、40年末現在と47年10月1日現在とを比較すると、それぞれ、約4倍、1.9倍、1.8倍に増加している。個々の施設種類別にみると、例えば特別養護老人ホームが40年末の27施設(定員1,912名)から47年10月1日の272施設(定員2万1,833名)へ、精神薄弱者更生施設が70施設(定員4,920名)から213施設(定員1万6,247名)へ、重症心身障害児が3施設(定員368名)から28施設(定員3,491名)。このほか、47年度現在、国立療養所の重症心身障害児病棟に4,640名分の病床がある。)へと、それぞれ増加しているのが目だっている。減少傾向にある施設としては、保護施設、婦人保護施設があるが、保護施設のなかでも救護施設は増加しているし、全体としては増加している児童福祉施設のなかにも、母子寮等減少傾向にある施設がある。

###### 第4-4-2表 社会福祉施設の推移

第4-4-2表 社会福祉施設の推移

	43年	44	45	46	47
総 数	21,022 (100.0)	22,450 (106.8)	23,917 (113.8)	25,227 (120.0)	26,740 (127.2)
保 護 施 設	441 (100.0)	424 (96.1)	400 (90.7)	378 (85.7)	383 (86.8)
老人福祉施設	1,003 (100.0)	1,090 (108.7)	1,194 (119.0)	1,329 (132.5)	1,507 (150.2)
身体障害者更生援護施設	237 (100.0)	249 (105.1)	263 (111.0)	274 (115.6)	305 (128.7)
婦人保護施設	64 (100.0)	62 (96.9)	61 (95.3)	61 (95.3)	63 (98.4)
児童福祉施設	17,993 (100.0)	19,255 (107.0)	20,484 (113.8)	21,588 (120.0)	22,790 (126.7)
うち保育所	12,732 (100.0)	13,416 (105.4)	14,101 (110.8)	14,806 (116.3)	15,555 (122.2)
精神薄弱者援護施設	130 (100.0)	165 (126.9)	204 (156.9)	242 (186.2)	283 (217.7)
母子福祉施設	38 (100.0)	45 (118.4)	52 (136.8)	50 (131.6)	54 (142.1)
その他の社会福祉施設	1,116 (100.0)	1,160 (103.9)	1,259 (112.8)	1,305 (116.9)	1,355 (121.4)

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 46年までは毎年末現在、47年は10月1日現在である。  
2. ( )内の数値は、43年末を100とした場合の指数である。

また、老人福祉センターが40年末の30か所から47年10月1日の299か所へ、児童館が544か所から1,693か所へ、それぞれ増加しているが、これは、地域住民を広く対象とする利用施設へのニーズが強まっていることを示している。

今後も、社会福祉施設の整備は計画的に行われることとなるので、施設数は全体としては増加することとなるが、社会情勢の変化に伴い、ニーズの減少している施設は縮小していくであろう。

## (2) 整備財源

社会福祉施設の整備財源となっているのは、国や地方公共団体の補助(負担)金、特別地方債、社会福祉事業振興会貸付金、競輪、オートレース等の公営競技の益金、お年玉年賀葉書の寄附金、共同募金等である。

これらの財源により、社会福祉施設の整備のために投資された金額は、47年度において約538億円に達しており、その内訳は第4-4-3表のとおりである。

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳

(47年度)

(単位: 件, 百万円)

	件 数			金 額		
	総 計	公 立	民間立	総 計	公 立	民間立
総 計	3,917	2,461	1,456	53,811	30,124	23,687
補 助 金						
国						
地方公共団体	1,528	1,244	284	21,173	14,456	6,717
融 資						
特別地方債	1,217	1,217	—	15,668	15,668	—
社会福祉事業振興会	772	—	772	9,643	—	9,643
その他						
日本自転車振興会	249	—	249	5,193	—	5,193
日本小型自動車振興会						
日本船舶振興会	87	—	87	1,905	—	1,905
お年玉賀葉書寄附金	64	—	64	229	—	229
共 同 募 金	—	—	—	—	—	—

厚生省社会局調べ

(注) 総計の件数は延べ数である。

このうち国庫補助は、法律や予算に基づいて、地方公共団体や社会福祉法人等が施設を整備する場合に、整備費の2分の1ないし3分の1に相当する金額を補助するものである。48年度の国庫補助予算額は186億円で、47年度の144億円(補正後のものである。当初予算額は120億円)に比し大幅に増加している。

都道府県は、市町村や社会福祉法人に対して整備費の3分の1ないし4分の1に相当する金額を補助している。

特別地方債は、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に、年金積立金の還元融資の一形態として行われるものであり、整備財源のなかでかなり大きな割合を占めている。

また、社会福祉事業振興会融資制度は、民間社会福祉施設の整備のために低利の融資をすることを目的とするものであり、貸付条件は、年利4.6%、無利子期間最長2年、償還期限最長20年となっている。貸付原資は、政府出資金と資金運用部資金借入金でまかなわれており、現在、政府出資金10億5,000万円、資金運用部資金借入金累計額414億円(39年度から48年度までの10年間の累計である。)となっている。貸付契約規模額は、46年度66億円(うち借入金61億円)、47年度100億円(うち借入金94億円)、48年度120億円(うち借入金119億円)と毎年かなり増額されている。

競輪オートレース等の公営競技の益金の一部も、自転車競技法、小型自動車競走法等に基づき、民間社会福祉施設の整備のために、毎年相当額が投入されている。また、寄附金つきお年玉賀葉書の寄附金の相当部分と赤い羽根による共同募金の寄附金の相当部分も、民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

### (3) 施設の近代化

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化したものが残っている。これらの施設は、防災の上からも、入所者の処遇の面からも、放置できないので、国では、民間の老朽施設については38年度から補助金を優先的に交付するとともに、設置者負担分の無利子融資の措置を講じ、ブロック若しくは鉄筋コンクリート造りに建て替えを促進してきている。この老朽施設の建て替え促進は、社会福祉施設緊急整備5か年計画の重点目標の一つにしている。

47年度においては、第3次3か年計画の第2年次分として、国庫補助金6億9,263万円、社会福祉事業振興会の無利子融資5億2,740万円を投入し、養護老人ホーム、保育所、養護施設、精神薄弱児施設等の施設が56か所建て替えられている。48年度は、第3年次分として、国庫補助金約6億3,000万円、社会福祉事業振興会融資額約4億円をもって助成することとしている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

3 社会福祉施設の職員

(1) 現状と問題点

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、寮母、医師、看護婦、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多岐にわたっている。

職員の年次別推移は、第4-4-4表のとおりであるが、施設数の増加と職員定数増を反映して、毎年増加をみせている。また、施設の総定員数を総職員数で除した数は、第4-4-1図のとおり減少している。これは、人手のかかる施設の増加と入所(利用)定員の少ない利用施設の増加を示しているといえる。

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移  
(専任のみ)

(単位：人)

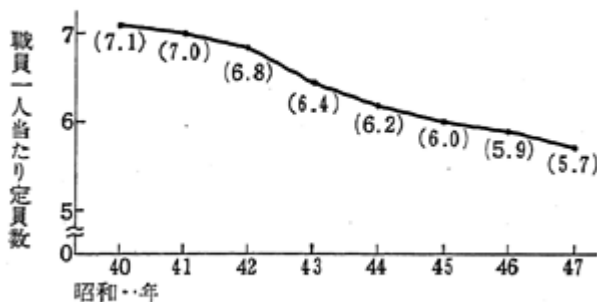
	43年末	44	45	46	47
総数	139,221	152,073	168,690	187,796	209,497
保護施設	2,670	2,700	2,737	2,872	3,006
老人福祉施設	11,500	12,747	14,622	16,991	20,403
身体障害者更生援護施設	3,081	3,195	3,527	3,918	4,453
婦人保護施設	264	268	275	280	302
児童福祉施設	116,544	127,517	140,739	155,800	171,534
うち保育所	85,857	95,483	106,231	118,773	131,752
精神薄弱者援護施設	2,113	2,584	3,328	4,462	5,957
母子福祉施設	190	222	227	236	238
その他の社会福祉施設	2,859	2,840	3,235	3,237	3,604

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは医療保護施設を除いている。  
 2. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。  
 3. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。  
 4. 総数からも医療保護施設等前記3種の施設を除いている。

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの定員数の年次推移

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの  
定員数の年次推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

社会福祉施設の職員は、資格が厳しくない職種については充足しているといえるが、医師、看護婦等の医療関係職員については基準数を下まわっている例がみられる。

社会福祉施設の職員は、このような現状に加え、今後の施設の増加(とりわけ、今後緊急に整備することとしているねたきり老人、重度の心身障害者の施設は多くの職員を必要とする。)、職員の労働条件改善のための職員定数の増加等に伴い増員が必要となるが、近時の労働力需給のひっ迫は、その確保をますます困難にするものと考えられる。したがって、今後もマンパワー対策の拡充強化を図ることが必要であり、このために、職員養成計画の充実と職員待遇の大幅な改善を行う必要がある。

## (2) 養成確保

社会福祉施設の職員の養成については、保母、医療関係職員等について専門の学部、学科、養成所があるが、他の職種については、必ずしも養成が制度的に確立されているわけではない。しかし、公・私立大学に社会福祉関係学部、学科があって、知識の高い社会福祉関係職員を送り出しているほか、国でも、東京の日本社会事業大学(学部400人、研究科・専修科100人)及び大阪の府立社会事業短期大学(本科100人、研究科50人)に、職員の養成と各種資格認定講習会、福祉事務所現業職員研修等の社会福祉事業職員研修及び通信教育を委託し、職員の養成訓練に努めている。

今後とも、国、地方公共団体等において、計画的な養成訓練に一層の努力を払うとともに、国民の間に社会福祉事業に対する理解を広げ、ボランティア等として広い層からの参加を期する必要がある。

## (3) 職員の待遇改善

社会福祉施設職員の待遇については、年々、給与、労働条件等の改善が行われている。特に、保母、寮母、指導員等入所者の処遇に直接携わる職員の給与及び労働条件については、47年度に、給与に関してはその職務の特殊性を考慮した改善を行い、労働条件についても、46、47年度の2年計画による職員の増員に引き続き、48年度においても大幅な増員を行い、夜間勤務体制の合理化をはじめ、職員労働の軽減等勤務条件の改善を図った。このほか、特に民間社会福祉施設における職員の給与の改善を図るため、47年度に引き続き、48年度においても必要な財源措置を講じている。

また、民間社会福祉施設職員の福祉向上のため、社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があるが、これに基づく退職手当金の計算基礎額も毎年改善を図っている。退職手当金は、計算基礎額に在職年数及び一定の率を乗じて算定されるが、これは退職者の退職直前6か月の平均本俸月額に応じて定められており、48年度においては、従来の最高3万7,000円、最低2万3,000円の4段階から、最高10万円、最低2万6,000円の10段階へ大幅に改善されている。この退職共済事業の概況は第4-4-5表のとおりである。

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況



第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

	43年度	44	45	46	47
退職手当支給入員 (人)	6,324	7,841	11,407	10,280	9,536
退職手当支給総額(1,000円)	191,633	254,363	471,433	561,319	640,541
加 入 者 数 (人)	51,357	56,697	65,230	72,760	80,716
単 位 掛 金 額 (円)	1,230	1,550	2,480	3,380	3,350

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね、生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係法律の規定に基づく措置によるものである。社会福祉施設の運営費は、これらの入所者の処遇に要する費用、いわゆる措置費(委託費)として、上記の各法律に基づいて公費負担が行われ、その負担割合は、原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2とされているが、市町村立、社会福祉法人立の保育所、母子寮等は、国が10分の8、都道府県が10分の1、市町村が10分の1とされており、市町村の住民福祉を図る責任が、他のものに比べ明確化されている。

また、運営費は、入所者の飲食物費を主とする事業費と、施設職員の給与等の人件費を主とする事務費からなっている。運営費の改善については、前述の職員待遇の改善に伴うもののほか、施設経営のための旅費、庁費等の一般管理費、食費、その他日常生活費等に細かく配慮されている。

なお、施設運営費の年次推移は第4-4-6表のとおりであって、施設数の増加による被措置人員の増加、入所者処遇の改善及び職員待遇の改善等を反して、大幅な増加を示している。

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移  
(当初予算) (単位：百万円)

	44年度	45	46	47	48
総 額	69,205	87,995	112,496	146,179	186,224
保 護 施 設	1,516	1,814	2,218	2,761	3,469
身体障害者更生援護施設	1,892	2,382	3,014	4,021	5,335
老 人 福 祉 施 設	13,223	16,725	21,151	28,040	39,304
婦 人 保 護 施 設	342	379	441	528	598
児 童 福 祉 施 設	50,128	63,301	80,603	103,475	126,936
う ち 保 育 所	29,604	38,320	50,963	65,928	81,331
精神薄弱者援護施設	2,104	3,394	5,069	7,353	10,582

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第2節 福祉事務所及び福祉センター

###### 1 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉行政を効果的かつ合理的に運営するために設置された第一線の総合的な社会福祉行政機関である。具体的には、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるほか、必要に応じて、広く社会福祉全般に関する事務を行っている。

福祉事務所の設置は、社会福祉事業法によって定められ、都道府県、市及び特別区については義務設置、町村は任意設置の建て前をとっている。47年6月職種別職員数1日現在の福祉事務所総数は1,108か所であり、このうち郡部を管轄する都道府県が設置するものが341か所、市及び特別区が設置するものが764か所、町村が設置するものが3か所となっている。福祉事務所は、おおむね人口10万人単位に定められた福祉地区ごとに設置されるが、町村合併による新市の誕生や人口の都市集中等により、管内人口5万未満の小規模福祉地区が全体の3割以上を占めるに至り、反面、管内人口20万以上の大規模なものが全体の1割を超えているというように、福祉地区の規模の格差が顕著になってきている。更に郡部の福祉地区についていわゆる飛び地がかなりみられ、福祉地区の規模の適正化という見地から再検討が必要となっている。

福祉事務所の職員は、所長、指導監督を行う所員(査察指導員と呼ばれる。)、現業を行う所員、事務職員のほか、福祉各法による身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事等により構成されており、47年6月1日現在での職員総数は、4万122人である(第4-4-7表参照)。このうち特に現業を行う所員は、社会福祉六法に関する要援護者の措置の必要の有無及びその種類を判断し、調査及び生活指導に当たるなどの職務を担うものであり、専門的な知識と技術を要求されるので、社会福祉事業法で一定の資格(社会福祉主事)を定めるとともに、各福祉事務所に配置すべき現業員の定数基準を定めている。47年6月1日現在で1万768人の現業員が配置されているが、そのうち有資格者の率は73.3%となっており、資格認定講習会の実施等により無資格者を解消していく必要がある。

第4-4-7表 福祉事務所

第4-4-7表 福祉事務所

(47年6月1日現在)

区分	所長	次長	課長		係長		査察(課長、係長以外)指導員	六法現業員		五法現業員	身体障害者福祉司(専任)	精神薄弱者福祉司(専任)	老人福祉指導主事(専任)	家庭児童福祉主事(専任)
			兼査察指導員を兼ねる者	同ねていない者	同兼ねている者	同ねていない者		六法現業員	専任面接員					
総数	1,104	338	255	623	1,480	2,032	284	8,967	249	1,552	459	173	314	65
郡部	339	81	240	332	333	323	138	3,042	4	415	207	97	121	23
市部	765	257	15	291	1,147	1,709	146	5,925	245	1,137	252	76	193	42

厚生省社会局調べ

(注) 町村設置の福祉事務所については市部欄に計上した。

職種別職員数

(単位:人)

児童福祉司(専任)	福祉六法事務職員	福祉六法外職員	家相談員		庭員		婦相談員		人員		母相談員		子相談員		家事		雇員	嘱託医	合計	福祉外の職員 福祉事務所職員以
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
48	5,706	9,707	81	1,456	84	222	212	643	1,245	1,391	1,432	40,122	1,855							
16	1,176	780	2	554	18	63	101	472	—	—	427	9,304	275							
32	4,530	8,927	79	902	66	159	111	171	1,245	1,391	1,005	30,818	1,580							

現業員の業務については、近年、社会福祉の分野で、老人、児童、身体障害者等いわゆる福祉五法(前述の福祉六法から生活保護法を除いた五法の総称)への国民の関心や要求が高まっているにもかかわらず、依然として生活保護事務偏重の傾向のあることが問題とされてきた。福祉事務所に福祉行政に関する総合センターとしての機能を持たせていくためには、職員を大幅に増員して福祉五法業務の実施体制の強化、充実を図らねばならない。このため、43年度から45年度までの3か年で、地方交付税により、人口10万当たり6名(全国で約6,000名)の五法担当現業員を福祉事務所に配置する措置がとられたが、47年6月1日現在で1,552名が配置されているにすぎない。今後も地方交付税に見込まれた基準に達するよう一層の努力が必要である。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第2節 福祉事務所及び福祉センター

##### 2 福祉センター

福祉センターは、市町村の地域において、児童から老人に至るすべての地域住民に対し社会福祉その他住民の生活向上の場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から国民年金特別融資の対象に加えられ、47年度末において307か所が設置され、それに対して総額88億5,000万円にのぼる融資が行われている。

福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場、図書室等の設備を設け、地域住民に気軽に利用させるほか、民生委員等による各種の相談、教養、文化、レクリエーション及び各種クラブ活動、ボランティア活動の場の提供等の事業を行い、地域における生活と福祉の諸活動の拠点として、欠くことのできない施設となりつつある。

殊に、我が国の社会経済の著しい発展に伴い、国民福祉の向上についての積極的な施策が強く要請されているところでもあり、今後は、福祉センターが、地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児・者等の福祉ニードに応じられる多元的機能を有する施設、すなわち、地域社会における住民の福祉の増進の中心的役割を果たす施設として運営されることが期待される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

1 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談、指導、調査等の自主的活動を中心とし、福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。厚生大臣は、豊かな人生経験と熱意を持った人々のなかから、3年の任期で民生委員を委嘱している。民生委員の活動は、第4-4-8表にみられるように、広い範囲に及んでいる。なかでも市町村社会福祉協議会に設置される心配ごと相談所における民生委員の相談活動は、住民福祉の増進に大きな役割を果たすものであり、国としても35年度よりこの事業の運営費に対する補助を行っている。

第4-4-8表 民生(児童)委員の活動状況

第4-4-8表 民生(児童)委員の  
(47年度)

調査、証明事務連絡件数				諸会合行事への参加件数				相談指 のため
総数	調査	証明事務	施設団体 公的機関 との連絡	総数	民生委 員協議 会関係	社会福 祉協議 会関係	その他 会合 行事 関係	件数
4,909,289	2,371,044	1,196,040	1,342,205	2,916,336	1,219,196	569,282	1,127,858	7,549,058

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

活動状況

導調査 の訪問	相 談 指 導 件 数								
日数	総数	家庭関 係の問 題	住居の 問題	健康の 問題	仕 事 の問題	年金保 険の問 題	世帯更 生その 他 資金の 問題	生計費 の問題	その他 の問題
4,011,579	4,970,730	544,344	369,491	820,481	391,883	592,571	540,100	560,343	1,151,517

民生委員は児童委員を兼ねており、児童福祉、母子福祉等の仕事に協力することになっているが、人口の過密・過疎現象、核家族化等の社会経済情勢の激変に伴い、積極的に取り組むべき福祉問題が多発している。48年度から発足した奉仕銀行は、それらの問題に対応するものであるが、民生委員は、奉仕銀行と協力

厚生白書(昭和48年版)

し、またはボランティアのよきリーダーとなって活躍することが今後も一層期待されている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 2 社会福祉協議会

---

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加や協力のもとに、その地域社会の社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は、全国の市町村、都道府県及び中央の各段階に組織され、それぞれの地域の状況に応じ、多岐にわたる活動を地道に続けている。

国においても、これらの活動を育成、強化するための国庫補助を行っている。すなわち、38年度から、全国社会福祉協議会には企画指導員10人、都道府県及び指定都市社会福祉協議会には福祉活動指導員304人を配置するために補助金を支出してきた。また41年度からは市町村社会福祉協議会にも福祉活動専門員の設置補助を行い、48年現在1,092人配置されている。

こうして、専任職員数の増加、社会福祉法人化等の組織面での整備は着々と進んでいる。今後も新しい時代の要請にこたえたコミュニティづくりの核となり、真に住民主体の活動組織に成長していくことが期待されている。

---



## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

### 3 共同募金

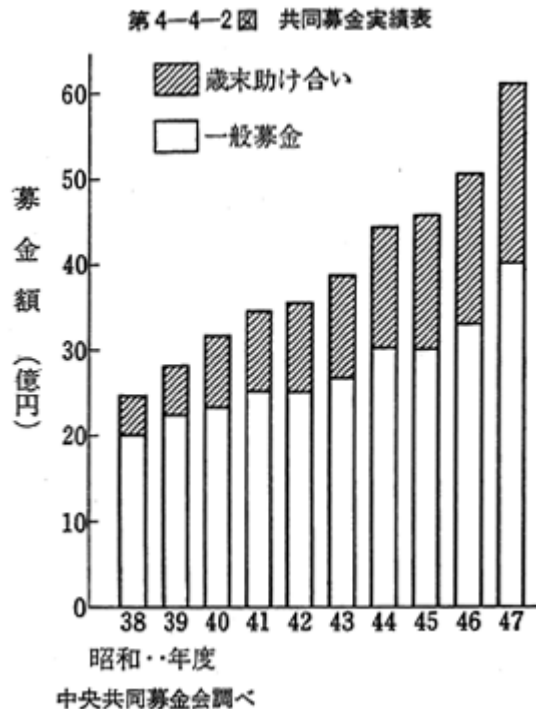
「赤い羽根」に象徴される共同募金は、国民の自発的な助け合いの精神を基調として、民間社会福祉事業の助成財源を得る目的で行われる国民運動である。

共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。募金活動は、毎年10月から12月末までの3か月間にわたって行われ、特に12月には歳末助け合いとしての運動が展開されている。

募金額は第4-4-2図にみられるように年々増加しており、47年度の募金総額は約61億1・322万円で、46年度に比して21%の伸びである。

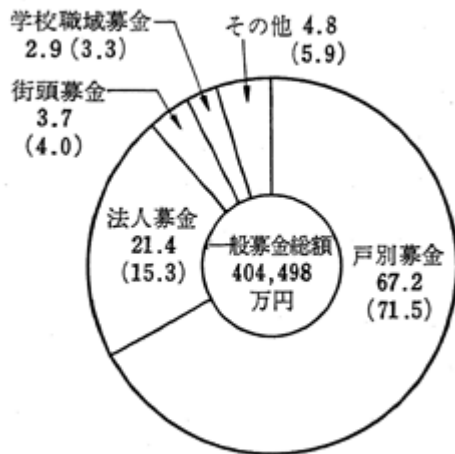
このうち一般募金が約40億4・498万円(対46年度比22.8%増)、歳末助け合い募金約20億6,824万円(対46年度比17.8%増)となっている。一般募金の募金方法別の内訳は、第4-4-3図のとおりである。

第4-4-2図 共同募金実績表



第4-4-3図 一般募金方法別募金額

第4-4-3図 一般募金方法別募金額



中央共同募金会調べ  
(注) ( )内は46年度

集まった募金は、都道府県ごとに、社会福祉協議会等の意見を聞いて、その地域で最も必要性の高い民間社会福祉施設、団体等に配分される。また全国共通特別配分として、子供の遊び場づくり、在宅障害児・者の援護等のために活用されている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 4 奉仕銀行

---

近年,ひとり暮らし老人の孤独死,都会のまんなかでの捨て子等の事件が多発している。そのような事件を防ぐためには,国や地方公共団体の福祉サービスだけでは不可能であり,"隣人の暖かな善意"の必要性が各方面から強く指摘されている。

奉仕銀行は,そのような善意を開発育成し,更に奉仕グループへと大きく伸ばし,また,奉仕活動の需要と供給を合理的に調整することを目的として,48年度から厚生省が制度化並びに補助を始めた組織体である。

奉仕銀行の設置主体は都道府県と指定都市である。その運営は,都道府県社会福祉協議会等適当な民間団体に委託しているが,奉仕団体や受け入れ団体の代表者,学識経験者等で構成する「奉仕銀行運営委員会」の意見を聞いて行われるようになっている。

奉仕銀行の具体的な仕事としては,奉仕活動の需要と供給の調整の面において,施設あるいは地域における奉仕ニードの調査,奉仕グループのリストづくりなどの活動のほか,ボランティアの開発,育成に関して,福祉に対する理解と協力を得るためのボランティア・スクールの開催,福祉活動の手引き書の発行等の活動が行われている。国民の多くが,福祉活動に参加したいと考え,そのための余暇も増大した今日,生きがい対策の観点からも,奉仕銀行のこの面における活動は,ますます重要になってくるだろう。

その他の具体的な仕事としては,グループの育成,援助のために,リーダーの養成訓練やグループ相互の情報交換,親ぼくの仲介等の活動があげられよう。

奉仕銀行が行う民間奉仕の開発育成,奉仕ニードとの調整等の活動は,現在,他の機関では総合的に行われていず,奉仕銀行の今後の活躍が期待されるところである。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得対策

#### 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援護指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長をはかり、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸付けとあわせて、民生委員が、借り受け世帯に対してその独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が、特色となっている。

貸付業務の実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、貸付けに要する資金は、全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することとなっている。貸付けに要する原資は年々累増し、47年度末においては、その累計額(貸付原資枠)は236億6,958万円余となっている。

貸付資金の種類は第4-4-9表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度のように貸付条件の改善が行われている。48年度においては貸付限度額の引き上げ(更生資金及び身体障害者更生資金の生業費20万円を25万円に、特に必要と認められる場合40万円を50万円に、福祉資金の転宅費1万8,000円を2万5,000円に、また、災害援護資金15万円を20万円に引き上げた。)、制度運営上の取り扱いの改善(借入申込関係諸様式の簡素化、延滞利子が少額の場合においては債権としないこと、また、保証人の地域制限の緩和等)等を行った。

貸付状況は第4-4-10表のとおりであり、47年度までの累計は506億5,352万円、延べ貸付件数は51万2,432件に達している。なお、資金種類別の貸付状況をみると、47年度において、東北、山陰、中国及び九州地方等に大規模な災害が発生したことにより、住宅資金及び災害援護資金の貸付件数及び金額が対前年度比で51.1%増と著しく上昇している(国としては、補正予算及び予備費の支出等の財源により、被災府県に対して7億3,527万円の追加補助を行っている。)

#### 第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間	備考
更生資金	生業費	円以内 250,000	1年	6年	貸付限度 特に必要と認められる場合500,000円以内 貸付期間 3年以内
	支度費	30,000	6月		
	技能習得費	月 3,000			
身体障害者更生資金	生業費	250,000	1年	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合500,000円以内 貸付期間 3年以内
	支度費	30,000	6月		
	技能習得費	月 3,000	1年		
生活資金		月 11,000	6月	5年	貸付期間 技能習得費又は療養資金借受中
福祉資金		50,000	6月	3年	
住宅資金		300,000	6月	6年	
修学資金	修学費	高校 月 3,000 高専(1~3年)月 3,500 高専(4~5年)(国公立)月 3,000 (私立)月 4,000 短大(国公立)月 6,000 (私立)月 7,000	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 以内 高校 月 4,000円 高専(1~3年)月 4,500円 (4~5年)月 6,000円 私立高専 月 7,500円 短大(国公立)月 8,000円 (私立)月 9,500円 自宅通学 {高校 15,000円以内 短大 20,000円以内 自宅外学 {高校 20,000円以内 短大 30,000円以内
	就学支度金	30,000			
療養資金		100,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合150,000円以内
災害援護資金		200,000	1年	6年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利子は年3%。ただし据置期間中及び修学資金は無利子。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

(単位: 件, 1,000円)

	47年度		累計	
	件数	金額	件数	金額
総数	33,654	7,041,915	512,432	50,653,521
更生資金	6,660	1,821,483	194,930	19,307,307
身体障害者更生資金	3,854	1,170,510	44,791	7,540,562
生活資金	187	14,006	10,206	294,130
福祉資金	227	9,332	227	9,332
住宅資金	10,401	2,725,736	87,683	13,017,838
修学資金	4,201	240,384	41,735	1,740,177
療養資金	3,671	413,605	94,561	4,835,240
災害援護資金	4,453	646,859	38,299	3,908,935

厚生省社会局調べ

また、償還状況は第4-4-11表のとおりであり、償還期日到来額に対する償還済額の比率は、47年度末においては88.0%となっている。

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況

(単位:1,000円,%)

	償還期日到来額		償還済額		償還率
	年度別	累計	年度別	累計	
昭和43年度末	2,743,393	14,459,269	2,511,264	12,418,042	84.9
44	3,242,973	17,702,242	2,986,460	15,404,502	87.0
45	3,726,347	21,428,589	3,466,696	18,871,198	88.1
46	4,214,394	25,642,983	4,010,887	22,882,085	89.2
47	4,751,299	29,983,895	4,435,296	26,824,144	88.0

厚生省社会局調べ

この制度の今後の問題としては、社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件の改善を図ることなどがあげられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

## 第4編 社会福祉の増進

## 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

## 第4節 低所得対策

## 2 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い者に対し、就労の機会を与え、又は技能を修得させて、その保護と自立更生を図る事業である。

授産事業には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、労働能力はありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産を、前述の授産施設に併設できることとなっている。

授産の作業種目は、縫製、印刷製本、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。

授産施設の現況は第4-4-12表のとおりで、施設授産244か所、うち家庭授産を併設しているもの86か所、利用者数は施設授産8,491人、家庭授産7,572人、合計1万6,063人となっている。

第4-4-12表 授産施設の現況

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	244	8,491	86	7,572
保護授産施設	97	3,642	18	1,148
社会事業授産施設	147	4,849	68	6,424

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

なお、利用者別の状況をみると、65歳以上の老人が13.0%、身体障害者11.3%、精神薄弱者11.7%、母子世帯の母5.8%及び低所得世帯等の者が58.2%となっている。

また、作業工賃の状況は、1か月平均2万1,139円、うち1か月20日以上働いた者は、2万4,216円となっている(授産施設状況等調査結果)。

授産事業は、近年、施設数、利用者数ともに減少傾向にあるが、主な原因としては、経済の発展に伴う就労機会の増大による利用者の減少及び一部地域の地場産業の不振による下請けの廃止等が考えられる。

授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことができない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり作業内容等を積極的に取り入れていく必要がある。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得対策

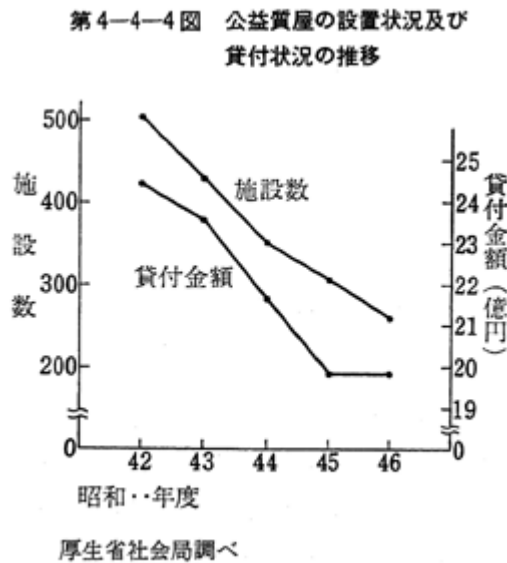
3 公益質屋

公益質屋は,市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は,民営質屋と比較すると,利率(貸付利率の限度は月3%),流質期限,その他の点で質置主本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-4図のとおりで,利用者の減少等により,年々減少の傾向にある。

第4-4-4図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



その主な原因としては,国民の所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及等が考えられる。しかし,46年度においては30万件(うち給与生活着51.4%,その他の被用者12.5%,商工業者15.4%,農林漁業者1.3%,その他19.4%),20億円の貸付けが行われ,現在においても相当数の利用者があるということは,なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり,住民に対する制度内容の周知徹底を図ること,社会情勢等応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

厚生白書(昭和48年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得対策

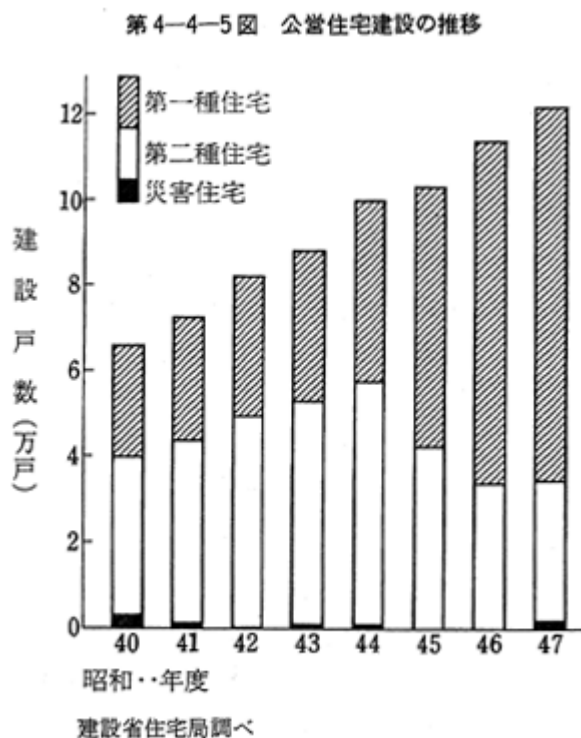
##### 4 低家賃住宅

公営住宅は、現在、収入月額3万円を超え5万8,000円以下の階層を対象とする第1種住宅と、月収3万円以下の階層を対象とする第2種住宅とに分かれている。

このうち、第2種公営住宅については、低所得者の生活に重大な関連を有するところから、厚生大臣は、その建設計画の作成、家賃及び入居条件等の変更その他について、建設大臣から協議を受けている。

公営住宅の建設は、公営住宅法に基づき、年次計画により行われており、47年度においては、第1種住宅8万7,498戸、第2種住宅3万4,143戸がそれぞれ建設され(第4-4-5図参照)、引き続き48年度においては、第1種住宅8万6,800戸、第2種住宅3万7,200戸の建設が予定されている。

第4-4-5図 公営住宅建設の推移



なお、都道府県においては、建設部局及び民生部局の緊密な連絡のもとに、低所得階層の住宅事情のは握、入居に際し、その家賃、敷金の減免、徴収猶予措置の配慮等、法による施策の促進が図られている。また、母子世帯、老人世帯、心身障害者世帯、引揚者世帯等に対しては、公営住宅の枠内で特定目的住宅を設け、47年度においては、母子世帯向住宅1,714戸、老人世帯向住宅1,271戸、心身障害者向住宅1,547戸、引揚者向住宅51戸、特別低家賃住宅3,966戸、その他4,981戸がそれぞれ建設され、入居に際して優先的な取り扱いが行われている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の安定と向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行う事業には、(1)生活必需品の供給事業、(2)理容、美容、食堂、病院等の協同施設の利用事業、(3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、(4)教育、文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて1,249(47年3月31日現在。第4-4-13表参照)で、組合員数は、毎年着実に増加を続けて前年より99万人増の1,365万人に達しており、そのうちの過半数の897万人が共済事業を行う組合の組合員となっている。

第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給利用	供給共済	利用共済	供給利用共済
45 年度	総数	1,203	631	129	74	349	4	6	10
	地域	539	245	122	58	104	2	5	3
	職域	664	386	7	16	245	2	1	7
46	総数	1,202	616	131	74	360	3	5	13
	地域	558	259	125	58	106	2	5	3
	職域	644	357	6	16	254	1	-	10

資料：厚生省社会局「消費生活協同組合（連合会）実態調査」

(注) このほか、連合会が45年度は45、46年度は47ある。

事業の状況をみると、供給事業の46年度における供給高は2,605億円で、食料品がその半分近くを占め、組合員の食生活に直接結びついていることを示している。

利用事業は、利用高330億円で、食堂、病院でその大半を占めている。

共済事業は、共済金額の最高限度額が火災共済については700万円、生命共済については300万円まで実施されており、そのほか、交通災害共済、対人・対物賠償共済、総合共済が行われている。

また、組合は年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託による住宅事業を行っており、46年度には分譲住宅5,411戸、賃貸住宅910戸を建設している。

なお、年金福祉事業団の融資は、住宅のほか、療養施設、厚生福祉施設についても行われており、36年度から47年度までの融資総額は229億円にのぼっている。

消費生活協同組合の事業は年々拡大している。特に、組合が行う供給事業のうち、産地直結取引及び共同購入という事業活動は、物価安定対策、消費者保護行政の推進の面から注目されているところである。

このような各種の事業を行っている消費生活協同組合が健全な発展をするためには、組合員の増加、出資金の増額等、組合基盤の強化が望まれている。

組合に対する助成策としての消費生活協同組合資金の貸付けに関する法律に基づく組合の協同施設等の設備資金に対する貸付金は、48年度3,500万円(47年度2,500万円)に引き上げられている。

そのほか、国民金融公庫中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。

---

---

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

47年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-14表のとおりであり、7月上旬に発生した集中豪雨は、西日本を中心に熊本県ほか16県に及ぶ全国広範囲にわたり、河川のはん濫や山崩れによるじんだな被害をもたらした。次いで8月に北海道、広島県に集中豪雨及び高知県に台風9号、9月には三重県ほか4県に集中豪雨及び高知県ほか5県に台風20号と立て続けに大きな被害が発生し、一部市町村では2度にわたり災害救助法が適用された。47年度の災害の被害状況及び救助費用を示せば第4-4-15表のとおりである。

第4-4-14表 災害救助法の適用状況

	第4-4-14表 災害救助法の適用状況			
	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	156	50	94	12
集中豪雨	139	38	89	12
台風	11	2	—	13
火災	1	3	—	4

厚生省社会局調べ

第4-4-15表 災害の被害状況及び救助費用

第4-4-15表 災害の被害

	府 県 名	人的被害(人)			
		総数	死者	行方不明	負傷
7月上旬から7月中旬の集中豪雨	秋田, 神奈川, 岐阜, 静岡, 愛知, 大阪, 島根, 岡山, 広島, 山口, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 宮崎, 鹿児島	1,121	330	25	766
9月上旬から9月中旬の集中豪雨	三重, 広島, 徳島, 愛媛, 高知	51	7		44
台風9号(8月)	高知	4			4
台風20号(9月)	石川, 三重, 京都, 大阪, 兵庫, 高知	34	14		20
火災	北海道, 長崎	5	3		2
その他	高知, 鹿児島, 北海道, 広島	31	6		25
計		1,246	360	25	861

厚生省社会局調べ  
状況及び救助費用

総 数	住 家 被 害 (世帯)				救助費用 (円)	国庫補助額 (円)
	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水		
177,096	2,572	4,848	41,284	128,392	855,817,606	444,343,054
24,560	59	95	3,162	21,244	29,784,574	14,892,287
1,163	8	52	349	754	6,791,379	3,395,689
52,398	44	152	9,197	43,005	51,316,021	25,052,895
165	147	18			6,873,146	3,436,573
8,937	50	50	2,265	6,572	21,665,133	10,832,566
264,319	2,880	5,215	56,257	199,967	972,247,859	501,953,064

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)収容施設の供与、(2)たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収見込額との割合に応じ、100分の50から100分の90までの負担をすることになっている。

47年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は約9億7,000万円、国庫負担所要額は約5億円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、47年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程度、方法及び期間についての主な改善内容は、(1)応急仮設住宅の一戸当たりの設置費用を28万2,000円から29万9,000円に引き上げたこと、(2)たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり200円から230円に引き上げたこと、(3)住家が全壊した世帯に対して被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を、4人世帯で夏季1万1,600円から1万2,500円、冬季1万7,500円から1万9,000円に引き上げたこと、(4)住宅の応急修理のため支給できる費用を6万7,500円から7万1,600円に引き上げたことなどである。

なお、47年度から、災害救助法の適用基準に該当する被害が発生した市町村内において死亡した者の遺族に対して、市町村が10万円以内の弔慰金を支給した場合に、国及び都道府県が、それぞれその費用の2分の1、4分の1の補助を行うこととする「市町村災害弔慰金補助制度」が発足し、7月豪雨の被害から適用された。



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 2 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設等が中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に47か所設置されており、相談、調査、判定、指導及び一時保護等を業務としている。

婦人相談員は、都道府県及び市に475人配置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所、婦人相談員が取り扱った対象者は、売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のある者であったが、最近では約69.8%が売春経歴のない者となっており、これら機関の活動の重点が、転落した女子の更生から転落の未然防止へと移りつつあることがうかがえる。また、年齢別構成をみると、30歳代が最も多く、47年度婦人相談所受付総数の31.7%、次いで20歳代が27.8%となっている。特に最近の特徴としては、40歳代の婦人の占める割合が、40年度においては17.4%であったが、47年度には20.3%と増加していることがあげられる。また、相談主訴は、経済問題が減少(40年度27.3%、47年度16.5%)し、これに代わって、結婚・離婚問題(40年度7.7%、47年度15.0%)、家族の問題(40年度18.0%、47年度22.4%)等が増加している。

一方相談件数も、第4-4-16表のとおり、漸次増加の傾向を示している。

第4-4-16表 婦人相談所及び婦人相談量の年度別受付件数

第4-4-16表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数					
	43年度	44	45	46	47
婦人相談所	15,433	15,696	15,451	15,291	14,903
婦人相談員	46,544	47,434	51,825	55,455	57,105

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が経営している婦人保護施設は、全国に61か所(定員2,266名)設置されており、要保護女子を収容保護し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

これら施設に収容されている要保護女子の最近の特徴は、知能指数70未満のいわゆる精神薄弱者が収容者総数の半数以上を占め(40年44.9%、47年60.7%)、年々増加しつつあることである。そのため、収容者の指導のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となってきた。

売春防止法が全面施行(33年4月1日)されてから、今年で15年を経過した。法施行当時において全国に約1,900か所あった集しよう(娼)地域、約4万の売春関係業者及び約13万の従業婦等は、一応、社会の表面から姿

を消したが、最近、売春の潜在化、暴力団との結びつきなどが、新しい社会問題となってきた。殊に暴力団の介入する売春事犯の増加と内容の悪質化、売春形態の多様化と手口の巧妙化のため、真に保護更生を要する要保護女子がかなり存在すると推測されながらも、そのは握等に困難をきたしており、前述のように婦人相談所の相談受付状況における売春経歴のある者の減少の傾向にも現われている。

売春に関する諸問題は、政治、経済、社会、道徳宗教、教育、公衆衛生等あらゆる面に結びついており、したがって、これらの問題の処理に当たる婦人相談員、婦人相談所等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるので、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、啓もう、調査、指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである。

また、47年本土復帰した沖縄県においては、復帰と同時に売春防止法が全面適用され、婦人相談所、婦人相談員(11名)、婦人保護施設(1か所、定員81名)の各実施機関も直ちに活動を開始し、要保護女子についての相談、指導収容保護及び婦人更生資金の貸付け等、その保護更生に努めるとともに、一般県民に対する売春防止についての啓もう活動等、売春防止法の円滑な施行に万全を期しているところである。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 3 同和対策事業

同和関係地区は、46年総理府を中心とした関係各省による同和地区調査によれば、全国で3,972地区、105万人となっているが、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。これらの地区の生活水準は総体的に低く、なかでも、その立地条件、生活環境は劣悪であり、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態に置かれている。

同和問題は、単に厚生省が行う事業のみで解決できるものではなく、広く、一般国民の理解と認識に合わせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施れることが必要である。

厚生省においては、28年度から、隣保館の設置をはじめ、その対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に、40年8月の同和対策審議会の答申及び同和対策事業特別措置法の趣旨を尊重し、同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき、生活環境の改善、隣保事業の充実、社会福祉及び保健衛生の向上を図るための諸施設の整備等の施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として、28年度以降47年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種類及びその実績は 第4-4-18表のとおりであるが、同和地域住民の保健衛生の向上及び社会福祉等の増進を図るため、45年度から巡回保健相談事業、トラホーム予防対策事業を、48年度から同和対策特別保育事業を行っているほか、保育所、児童館、簡易水道等の施設整備に対しても、一般予算の枠内で同和対策としての国庫補助を行っており、総合的な施策の推進に努めている。

第4-4-17表 相談経路別受付状況の構成比

第4-4-17表 相談経路別受付状況の構成比

(単位：%)

		総 数	本人自身	警察関係	地方検察 庁、保護吏 生相談室	福祉事務所	その他
婦人相談所	46 年度	(15,291) 100.0	47.7	7.9	9.6	6.6	28.2
	47	(14,903) 100.0	46.8	6.7	9.7	7.4	29.4
婦人相談員	46 年度	(55,455) 100.0	60.7	2.6	2.5	7.6	26.6
	47	(57,105) 100.0	60.0	2.6	2.1	8.2	27.1

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

(注) ( ) 内は受付件数

第4-4-18表 同和对策事業施設設置状況

第4-4-18表 同和对策事業施設設置状況

	46年度末現在	47年度実施分
隣 保 館	427	56
共 同 浴 場	193	12
共 同 作 業 場	235	4
下 水 排 水 路	983	122
地 区 道 路	2,969	755
共 同 井 戸 其 他	618	80
計	5,425	1,029

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも、都市スラム、北海道におけるウタリ集落、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては、積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して、36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが、施設の種類及びその実績は第4-4-19表のとおりである。特に、北海道におけるウタリ集落の福祉の増進を図るため、48年度から生活館の運営事業に対し国庫補助を行うこととした。

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況

	46年度末現在	47年度実施分
生活館	232	29
共同浴場	13	1
共同作業場	48	4
下水排水路	135	27
地区道路	1	12
共同井戸その他	51	1
計	480	74

厚生省社会局調べ

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 5 へき地対策

---

へき地対策の一環として、また過疎対策の面から、40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行っている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産等を行い、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、47年度末までに157か所が設置されている。

---